

徴収猶予 申請の手引

○徴収猶予（根拠法令：地方税法第15条第1項）

1 災害等により納付困難となった場合の徴収猶予の要件

次の(1)～(4)に掲げる要件の全てに該当する場合は、徴収猶予を受けることができます。

- (1) 次に掲げるもののいずれかに該当する事実（申請者又は特別徴収義務者（以下、「申請者」という。）の責めに帰することができないやむを得ない理由により生じた事実（以下「猶予該当事実」という。）に限ります。）があり、原則としてその事実を証する書類の提出があること
 - ア 申請者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったとき
 - イ 申請者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき
 - ウ 申請者がその事業を廃止したときや休止したとき
 - エ 申請者がその事業について、著しい損失を受けたとき（※1）
 - オ 申請者に上記アからエの事実に関連する事情があるとき（※2）
- (2) 猶予該当事実に基づき、申請者がその納付すべき市税を一時に納付することができないと認められること
- (3) 「徴収猶予申請書」が納税課に提出されていること
- (4) 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（※3）

※1 「申請者がその事業について著しい損失を受けたとき」とは、徴収猶予を受けようとする期間の始期の前日以前の1年間（以下、「調査期間」といいます。）の損益計算において、その直前の1年間（以下、「基準期間」といいます。）の利益の額の2分の1を超えて損失が生じていること（基準期間において損失が生じている場合には、調査期間の損失の金額が基準期間の損失金額を超えていること）をいいます。

※2 「オ 申請者に上記ア～エの事実に関連する事情があるとき」のうち、「エ 申請者がその事業について著しい損失を受けたとき」に関連するものとは、売上の著しい減少又は経費の著しい増加によって損失が生じていることをいいます。

※3 担保を提供する必要がある場合には、「担保提供書」や抵当権設定のための書類（不動産等を担保とする場合）等を提出する必要がありますので、詳しくは納税課までお問い合わせください。

2 市税の法定納期限から1年以上経過した後に納付すべき市税が確定した場合の徴収猶予の要件

次の(1)～(4)の全てに該当する場合は、徴収猶予を受けることができます。

- (1) 法定納期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した市税があること（※1）
- (2) 申請者が(1)の市税を一時に納付できない理由があると認められること
- (3) 申請者から(1)の市税の納期限までに「徴収猶予申請書」が納税課に提出されていること（※2）
- (4) 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（※3）

- ※1 例えば、法定申告期限から1年を経過した日以後に修正申告書を提出した場合に、その修正申告書の提出によって納付すべきこととなる市税が該当します。
- ※2 例えば、修正申告書を提出する場合には、その提出した日が納期限となりますので、同日までに徴収猶予申請書を提出する必要があります。
- ※3 担保についての取扱いは、上記「1 災害等により納付困難となった場合の徴収猶予の要件」の場合と同様ですが、一部の市税の税目（税金の種類）により取扱いが異なることがありますので、詳しくは納税課までお問合せください。

3 猶予期間

徴収猶予が受けられる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納できると認められる期間です。徴収猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

4 申請のために必要な書類

- (1) 猶予を受けようとする金額が 100万円以下の場合（※1）
 - ア 徴収猶予申請書
 - イ 猶予該当事実があることを証する書類（※2）
 - ウ 財産収支状況書
- (2) 猶予を受けようとする金額が 100万円を超える場合（※1）
 - ア 徴収猶予申請書
 - イ 猶予該当事実があることを証する書類（※2）
 - ウ 財産目録
 - エ 収支の明細書
 - オ 担保の提供に関する書類（※3）

- ※1 申請時点で未確定の延滞金は含みません。ただし、猶予申請までの間や猶予期間中に発生した延滞金がある場合には、納付していただくこととなりますので申請書等の分割納付計画に延滞金の納付について記入します。
- ※2 猶予該当事実があることを証する書類には、例えば次のようなものがあります。
 - ① 災害又は盗難のときは、り災証明書、盗難の被害届の写し等
 - ② 病気又は負傷のときは、医師による診断書、医療費の領収書等
 - ③ 事業の廃止又は休止のときは、廃業届等
 - ④ 事業について著しい損失を受けたときは、調査期間と基準期間のそれぞれの期間の仮決算書等また、災害、病気等により納付困難となった場合の徴収猶予の申請をするに際して、これらの添付書類の提出が困難な事情があるときは、納税課にご相談ください。
- ※3 担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」や抵当権設定のための書類（不動産等を担保とする場合）等を提出する必要がありますので、詳しくは納税課までお問い合わせください。

5 提出された申請書等の審査

納税課では、必要な書類が提出されているか、必要な事項が記入されているかを確認し、猶予の承認・不承認、猶予を承認する金額・期間等の審査を行います。

(1) 申請書等の補正

必要となる書類が提出されていない場合や、書類の記入に不備がある場合は、電話等により補正をお願いする場合があります。納税課から補正通知書が送付された場合、通知を受けた日の翌日から起算して20日以内に補正されないときは、猶予の申請を取下げたものとしてみなされますので、ご注意ください。

(2) 申請内容の審査

申請書や添付書類に記入された内容（猶予該当事実、市税を一時に納付することができない事情の詳細、財産の状況、収支の実績見込み等）について、質問をしたり、帳簿書類等を確認する場合があります。

6 猶予が承認された場合

徴収猶予が承認された場合には、「徴収猶予承認通知書」と納付書が送付されますので、その通知書に記入された分割納付計画のとおり納付していただきます。

猶予が認められると、新たな差押えや換価（売却）などの滞納処分の執行を受けません。

また、既に差押えを受けている財産がある場合には、納税課に申請することにより、その差押えが解除されることがあります。さらに、徴収猶予が認められた期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

なお、納税課での審査の結果、①申請書に記入された猶予を受けようとする金額の一部についてのみ承認される場合、②猶予を受けようとする期間よりも短い猶予期間により承認される場合、又は③申請書に記入された分割納付計画と異なる内容の分割納付計画により承認される場合があります。

このような承認に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

7 不承認となる場合

次のいずれかに該当するときは、徴収猶予を承認することができません。

なお、猶予の不承認に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

- (1) 猶予の要件に該当しないとき
- (2) 申請者について滞納処分、強制執行、破産手続等の強制換価手続が開始されたとき、法人である申請者が解散したとき、申請者が市税の滞納処分の執行を免れたと認められるとき等において、猶予を受けようとする市税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき
- (3) 申請者が、猶予の審査をするために納税課の職員が行う質問に回答せず、又は帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、もしくは忌避（きひ）したとき（※1）
- (4) 不当な目的で猶予が申請されたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき（※2）

※1 「帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき」とは、具体的には、行動や言動で検査を承諾しない場合、検査に障害を与える場合、検査の対象から免れる場合等が該当します。

※2 「その申請が誠実にされたものでないとき」とは、猶予の申請が不承認又はみなし取り下げとなった後に、同一の市税について再度猶予の申請がされたとき等が該当します。（ただし、1ページの「1 災害等により納付困難となった場合の徴収猶予の要件」(1)のア～オの新たな猶予該当事実が生じたことにより徴収猶予の申請をする場合等を除きます。）

8 猶予期間の延長

猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由（※1）があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に納税課に延長の申請をすることにより、当初猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。申請前に納税課にご相談の上、下記の書類をご提出ください。申請受付後に審査を行い、結果を郵送します。

- (1) 猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合
 - ア 徴収猶予期間延長申請書
 - イ 財産収支状況書
- (2) 猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合
 - ア 徴収猶予期間予申請書
 - イ 財産目録
 - ウ 収支の明細書

※1 「やむを得ない理由」の例

- (1) 猶予をしたときには予見できなかった事実の発生により予定していた入金がなく納付できなかった。
 - ア 取引先に対する売掛金等の回収遅れ又は不能
 - イ 取引先との継続的取引契約や資産の売買契約について、契約の相手方の都合による契約解除
 - ウ 災害、病気等による売上げの減少
- (2) 猶予をしたときには予見できなかった事実の発生により臨時に支出を行ったため、納付できなかった。
 - ア 事業用機械の故障による修理又は買換えのための費用の支出
 - イ 病気等による医療費の支出
 - ウ 災害等による復旧費用の支出
 - エ 仕入れ原価又は資材等の高騰による支出

9 猶予の取消し又は猶予期間の短縮

徴収猶予が承認された後に、次のいずれかに該当することとなったときは、猶予が取り消されたり猶予期間が短縮されることがあります。

- (1) 猶予を受けている者が、滞納処分、強制執行、破産手続等の強制換価手続が開始されたとき、法人である猶予を受けている者が解散したとき、猶予を受けている者が市税の滞納処分の執行を免れたと認められるとき等において、猶予を受けている市税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき
- (2) 猶予を受けている市税を「徴収猶予承認通知書」により通知された分割納付計画のとおりになし納付しないとき（※1）
- (3) 市長が行った担保変更等の求めに応じないとき
- (4) 猶予を受けている市税以外に新たに納付すべきこととなった市税が滞納となったとき（※1）
- (5) 偽りその他不正な手段により猶予の申請がされ、その申請に基づき猶予が承認されたことが判明したとき
- (6) 財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき

※1 猶予をしたときにおいて予見できなかった事実（猶予を受けている者の責めに帰することができない事実に限ります。）が発生した場合等、やむを得ない場合を除きます。

やむを得ない理由がある場合は納税課へご相談ください。

なお、徴収猶予の取り消しを決定する前には、(1)の場合を除いて口頭又は書面で弁明を聴取します。ただし、正当な理由がなく弁明をしない場合（※2）は、弁明を聴取することなく猶予が取り消されます。

※2 「正当な理由がなく弁明をしない場合」とは、災害、病気による入院等、申請者の責めに帰することができないと認められる理由がないにもかかわらず弁明をしない場合をいいます。

10 猶予が不承認となった場合、猶予の取消し後の納付について

猶予に係る市税が納期限到来前である場合には、通常の納期限内に納付してください。既に納期限が到来している場合は、ただちに納付してください。